

運営規程

1 事業の目的及び方針

(事業の目的)

有限会社なかむらが開設するデイサービスセンターやすらぎが行なう地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員、看護職員、介護職員（以下「通所介護、介護予防従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

事業所の従業者は、要介護者等に各種サービスを提供することにより、生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ると共に家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の名称等

事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりにする。

名称 デイサービスセンターやすらぎ

所在地 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字中家 20 番地の 10

3 従業員の職種、員数及び職務の内容

事業所に勤務する職員及び職務内容は次のとおりにする。

(1) 管理者 1 名(兼務)

管理者は、施設長と連携し、センターの従業者の管理及び業務の管理を行なうものとする。

(2) 生活相談員 1 名

生活相談員は、生活相談等指定通所介護の提供にあたる。

(3) 看護職員 2 名

看護職員は、健康チェック等指定通所介護の提供にあたる。

(4) 介護職員 4 名

介護職員は、介護サービス等指定通所介護の提供にあたる。

(5) 調理員 1 名

調理員は、食事提供等指定通所介護の提供にあたる。

(6) 事務員 1 名

事務員は、センターの事務に係わる事を行なう他介護保険等の請求事務を行なう。

4 利用定員

事業の利用定員は 18 名。(地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業の事業)

5 地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業の事業の内容及び利用料その他の費用の額

(1) 地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業の内容は次のとおりとし、地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業の事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法的代理受領サービスであるときは、介護報酬告示額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された、負担割合を乗じた額とする。

(2) 生活相談、機能訓練、介護サービス、介護方法の指導、健康チェック、送迎サービス、給食サービス、入浴サービス。

(3) 前記の通常の地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業の実施地域を越えて行なう利用に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実費とし次の額を徴収する。

交通費(実施区域外の場合)1キロにつき30円

(4) その他

給食費 食事の提供に要する費用(食材費及び調理費用相当分)

オムツ代 実費

6 営業日及び営業時間

営業日 火・水・木・金・土・日曜日(年末年始等を除く)

営業時間 9:20～16:30

7 通常の実施地域

通常の事業の実施地域は、岩泉町とする。

8 サービス利用にあたっての留意事項

事業所は、利用者が地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業の事業の提供を受ける際に、利用者側で留意しなければならない事項を事前に利用者及び家族に説明するなど、必要な援助を行なうものとする。

9 緊急時における対応方法

地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業の事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、協力医療機関及び利用者本人の主治医・家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

協力医療機関：済生会岩泉病院

住所：〒027-0501 下閉伊郡岩泉町岩泉字中家 19-1

10 非常災害対策

地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業の事業の提供中に天災、その他緊迫の事態に備え、とるべき措置、対策を予めたてその対策に基づいて利用者及び介護職員等の防火教育及び訓練を行なうものとする。

11 事故対策

地域密着型通所介護及び第 1 号通所事業の事業の提供中に転倒等の事故を引き起こした場合は速やかに対応し、事故報告書を提出しなければならない。

1 2 その他運営についての留意事項

- (1) 事業所は、介護職員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修 1ヶ月以内

継続研修 1年に1回

- (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に明示する。
- (4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社なかむら取締役と管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- (5) 高齢者虐待の発生や再発を防止するため年1回及び随時研修を行う。
- (6) 業務継続に向けた取組として業務継続策定、研修を年1回及び随時行う。
- (7) 感染症の予防・まん延防止対策のため年3回及び随時研修を行う。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年5月1日（第3及び第6の一部変更）から施行する。

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和06年4月1日から施行する。